

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 17 | 福祉医療費助成事業に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市では、福祉医療費助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

郡上市長 日置 敏明

公表日

令和4年5月17日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 福祉医療費助成事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | 郡上市福祉医療費助成に関する条例(平成16年3月1日条例第101号)及び郡上市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成16年3月1日規則第58号)に基づき、次の対象者に対して通院及び外来に係る医療費の自己負担分の一部助成を行う。 ①重度心身障害者 ②乳幼児、小学生及び中学生 ③母子家庭、父子家庭及び養育者 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月8日条例第39号)に基づき、特定個人情報を次の業務で取り扱う。 ①受給資格者からの受給資格の登録申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 ②受給資格者からの福祉医療費の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 ③受給者証の変更届の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 |
| ③システムの名称 | 重心医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親医療システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 重度医療ファイル、乳幼児医療ファイル、ひとり親医療ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく、郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の第1項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [未定] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、9号、10号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郡上市健康福祉部 社会福祉課 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 0575-67-1811 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郡上市健康福祉部 社会福祉課 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 0575-67-1811 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

